

2016年9月8日

消費者庁消費者制度課
意見募集担当 御中

「支援検討会報告書を受けた内閣府令（案）及びガイドライン（案）
に関する意見」

（テキカクショウヒシャダantai ヒエイリカツドウホウジン ショウヒシャシエンキコウフクオカ）

氏名 適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者支援機構福岡
理事長 朝見 行弘

住所 〒812-0011

福岡市博多区博多駅前1丁目5番1号博多大博通ビルディング8階

電話 092-432-2330

電子メールアドレス info@cso-fukuoka.net

意見

第1 はじめに

消費者庁は、2016年（平成28年）6月30日に公表された「消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会報告書」（以下、「在り方検討会報告書」という。）に基づいて、その具体的な支援策を講じるため、「消費者契約法施行規則及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則」の一部を改正するための内閣府令（案）（以下、「内閣府令（案）」という。）、「適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂（案）」（以下、「適格消費者団体ガイドライン改訂（案）」および「特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂（案）」（以下、「特定適格消費者団体ガイドライン改訂（案）」という。）を公表した（なお、以下、内閣府令（案）に基づいて改正された後の「消費者契約法施行規則」については「消費者契約法施行規則（案）」、内閣府令（案）に基づいて改正された後の「消費者裁判手続特例法施行規則」については「消費者裁判手続特例法施行規則（案）」という。）。適格消費者団体特定非営利活動法人消費者支援機構福岡としては、2013年（平成25年）7月10日、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則」の制定にあたって、その意見書を提出している。

今回公表された「内閣府令（案）」、「適格消費者団体ガイドライン改訂（案）」および「特定適格消費者団体ガイドライン改訂（案）」は、いずれも消費者なら

びに消費者団体訴訟制度の担い手である適格消費者団体および特定消費者団体に多大の影響を及ぼすものであることから、以下のとおり意見を述べる。

第2 意見の趣旨と理由

1 適格認定の申請書等の添付書類につき、縦覧に供する必要のないものとして差止請求関係業務に関する議事録を追加する規定（消費者契約法施行規則（案）8条2項）について

(1) 意見の趣旨

適格認定の申請にあたって、差止請求関係業務に関する議事録の提出を不要とすべきである。

(2) 意見の理由

消費者契約法14条2項4号および同法17条6項は、適格の認定およびその認定の更新を申請するにあたって、その添付書類として、「差止請求関係業務を適正に遂行するための体制が整備されていることを証する書類」を提出しなければならないものと規定しており、適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン（以下、「適格消費者団体ガイドライン」という。）2(3)ウ②において、「当該機関又は部門その他の組織が既に当該組織が分掌する事務に相当又は類似する活動をしていること（実質が備わっていること）を示す活動に係る議事録」がその書類の例示として掲げられている。しかし、消費者契約法15条1項は、同法14条2項4号について、これを縦覧の対象から除外しておらず、これら議事録を内閣総理大臣に提出するにあたっては、差止請求の対象となる事業者の氏名等プライバシーに係る事項や差止請求について検討したものの請求に至ることなく終結した事案に係る事業者を特定することのできる事項についての記載をマスキングする必要があり、適格認定の申請を行う消費者団体および適格認定の更新申請を行う適格消費者団体にとっては大きな事務負担となっている。

そこで、今回の改正案は、「差止請求関係業務を適正に遂行するための体制が整備されていることを証する書類」としての差止関係業務に関する議事録の例示を適格消費者団体ガイドラインから削除するとともに（適格消費者団体ガイドライン（案）2(3)ウ）、差止関係業務に関する議事録を縦覧に供する必要のないものとして消費者契約法15条1項が定める同法14条2項11号の「その他内閣府令で定める書類」として、消費者契約法施行規則（案）8条2項2号に定めたものである。

差止関係業務に関する議事録には、縦覧に適さない情報が多く含まれており、縦覧に供する必要のない添付書類として位置付けたことは、マ

スキングに係る事務負担の軽減という観点からは一定の評価をすることができる。

しかし、適格認定または適格認定の更新の申請において、差止請求関係業務に関する議事録を審査する必要性は必ずしも高くなく、これまでもガイドラインに基づく例示によって添付が根拠づけられていたにすぎないことを考慮するならば、適格認定または適格認定の更新の申請にあたって差止請求関係業務に関する議事録の提出を不要とすべきであり、消費者契約法施行規則（案）8条2項2号の挿入を削除して、現行消費者契約法施行規則8条2項のままとしたうえで、現行適格消費者団体ガイドライン2(3)②を削除し、適格消費者団体ガイドライン（案）2(3)における改定案のとおりとすべきである。

2 役員等の住所等の変更があった際の届出の簡素化（消費者契約法施行規則（案）12条3項、消費者裁判手続特例法施行規則（案）14条3項）について

(1) 意見の趣旨

改正案の内容は妥当なものである。

(2) 意見の理由

消費者庁において、適格消費者団体または特定適格消費者団体の役員、職員および専門委員に直接連絡すべき必然性は考えられず、これらの者の住所、略歴及び電話番号等の連絡先を常時把握しておく必要はないものと考えられる。

したがって、適格消費者団体または特定適格消費者団体の役員、職員および専門委員の住所、略歴及び電話番号等の連絡先に変更があった場合につき、その変更の届出を要しないものとすることは妥当である。

3 消費者契約法39条1項の公表事項として、「協議が調った事案」を追加すること（消費者契約法施行規則（案）29条）について

(1) 意見の趣旨

改正案の内容は妥当なものである。

(2) 意見の理由

適格消費者団体は、消費者契約法23条4項9号により、「差止請求に係る裁判外の和解が成立したときその他差止請求に関する相手方との間の協議が調ったとき、又はこれが調わなかったとき」につき、遅滞なく、その旨を他の適格消費者団体に通知するとともに、その旨及びその内容その他内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に報告しなければならないものとされている。そして、この報告を受けた内閣総理大臣は、同法39条1項により、「速やかに、差止請求に係る判決（確定判決と同一の効力を

有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。)又は裁判外の和解の概要,当該適格消費者団体の名称及び当該差止請求に係る相手方の氏名又は名称その他内閣府令で定める事項」を公表するものとされている。今回の改正案は,この消費者契約法39条1項により内閣総理大臣が公表する場合につき,「判決(確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。)又は裁判外の和解に至らない事案であって,当該差止請求に関する相手方との間の協議が調ったと認められるものの概要」を追加するものである。

当機構においては,事業者に対して差止請求を行うにあたって,①お問合せ,②申入れ,③41条書面送付,④訴訟提起という4段階を経るものとしている。まず,第1段階の「お問合せ」は,申入れの対象となる問題点を明らかにすることなく,事業者に対し,契約書等の内容,商品の表示,勧誘方法などについて,事実関係の確認または情報の提供を求めるものであり(特定非営利活動法人消費者支援機構福岡差止請求公表関係規則2条2項),問合せおよび回答の内容のみならず,問合せを行った事実についても,原則として,これを公表しないものとしている。ただし,「お問合せ」後において,当機構と対象事業者との間で協議がなされ,改善の内容等について公表することについての合意が成立した場合には,利害関係者が著しい不利益を被るものと理事長が判断した場合を除いて(同規則3条2項),当該事業者の名称,合意が成立したことおよび合意の内容を公表するものとされている(同条1項2号)。「お問合せ」については,仮に,この段階において,対象事業者が何らかの改善を行ったとしても,当機構として改善すべき点を明示していない以上,合意が成立した場合を除いて,「お問合せ」によって改善がなされたものということとはできず,消費者契約法23条4項9号にいう「相手方との間の協議が調った」場合には該当しないことから,内閣総理大臣への報告も行っていない。

第2段階の「申入れ」および第3段階の「41条書面送付」は,いずれも差止めの対象となる事項を特定して,その改善を事業者に求めるものであり,消費者契約法23条4項1号および2号に基づいて内閣総理大臣に対して報告を行うほか,当機構として,利害関係者が著しい不利益を被るものと理事長が判断した場合を除き(特定非営利活動法人消費者支援機構福岡差止請求公表関係規則3条2項),相手方である事業者の名称,申入れの内容および理由,申入れに対する相手方事業者の回答を公表するものとしている(同条1項1号)。そして,これらの段階において,相手方事業者による改善がなされ,当機構においてその改善を受け入れるものと判断したが,相手方事業者と合意書を作成しない場合には,改善を受け入れ

て申入れを終結させる旨を相手方事業者に通知するとともに、原則としてこれを公表することとしている。

このように、当機構は、消費者契約法39条に基づく内閣総理大臣の公表よりも広範囲において、差止請求事案に関する情報の公表を規定しており、今回の改正案における「判決（確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。）又は裁判外の和解に至らない事案であって、当該差止請求に関する相手方との間の協議が調ったと認められるものの概要」についても、すでに当機構独自にこれを公表しており、今回の改正は妥当なものである。

これに対して、このような場合について内閣総理大臣による公表を行うのであれば、適格消費者団体との合意によらない非公表を前提とした事業者の改善を阻害することになるとして、今回の改正を消極的に解することも考えられる。しかし、当機構としては、第2段階である「申入れ」に至った事案については、その請求の内容および理由を公表することにより、その公正さを担保すべきであり、原則として非公表を条件とした改善を受け入れるべきものではないと考えている。

4 電子メールによる国民生活センターへの情報提供の申請（消費者契約法施行規則（案）30条，消費者裁判手続特例法施行規則（案）24条）について

(1) 意見の趣旨

電子メールによる国民生活センターへの情報提供の申請を可能とすることは妥当であるが、その申請につき電子署名および電子証明書の送信を要件とすべきではない。

(2) 意見の理由

電子署名および電子証明書は、当該電子メールの送信者を確認するためのものであり、いわゆる「なりすまし」を防止することを目的としている。

しかし、ここでの電子メールは、適格消費者団体または特定適格消費者団体から国民生活センターに対して情報提供を依頼する申請のためのものに限定されており、その申請に対する国民生活センターからの情報提供は、電子メールによってなされるものではないと考えられることから、仮に、「なりすまし」による申請がなされても、その情報は適格消費者団体または特定適格消費者団体以外に流出することはない。これに対し、電子署名および電子証明書の利用には手間がかかることを考えるならば、電子メールによる申請は現実的ではないものとなる。

電子メール申請におけるセキュリティを考えるのであれば、認定申請時に登録させた適格消費者団体または特定適格消費者団体のメールアドレス

スを利用する方法、国民生活センターのウェブサイトにIDとパスワードでアクセスさせる方法などより簡便で十分に「なりすまし」を防止する方法は考えられるものといえることができる。さらに、国民生活センターのサーバーからのダウンロードを可能にするならば、情報提供そのものもデータで行うことができることになる。

この情報提供の申請者が適格消費者団体および特定適格消費者団体に限られるという環境を考慮した適切な方法を考えることが望ましい。

- 5 国民生活センターから提供される情報として統計その他の情報を追加すること（消費者契約法施行規則（案）31条1項、消費者裁判手続特例法施行規則（案）25条1項）について

(1) 意見の趣旨

改正案の内容は概ね妥当なものであるが、「申請理由」の記載につき、「申請を理由づける事実等を具体的に記載」することについては、柔軟な運用を図ることが望まれる。

(2) 意見の理由

国民生活センターから適格消費者団体または適格消費者団体に提供される情報として、PIONETによる統計的情報などを追加することは妥当である。そして、その申請にあたって、「差止請求に係る相手方の氏名又は名称及び住所」（消費者契約法施行規則30条1項2号）の記載が不要とされていることは適切である。しかし、なお「申請理由」（同項3号）について、「申請を理由づける事実等を具体的に記載」（同条2項）することは困難であり、柔軟な運用を図るべきである。

- 6 認定申請における活動実績に関する添付書類の簡素化（適格消費者団体ガイドライン（案）2(1)オ、特定適格消費者団体ガイドライン（案）2(1)オ）について

(1) 意見の趣旨

改正案の内容は妥当なものである。

(2) 意見の理由

適格消費者団体および特定適格消費者団体にとって、その活動実績に関する書類には限りがなく、適格または特定適格の認定及び認定更新にあたって、その膨大な量の書類を提出することは大きな負担となっている。

しかし、適格または特定適格の認定及び認定更新における活動実績を審査するにあたって、これら膨大な量の書類の提出が不可欠なものとは考えられず、特に、適格消費者団体および特定適格消費者団体については、消費者庁に対し、その監督の下、適宜、その活動報告を行っており、認定更新にあたって改めて書類を提出すべき必然性に乏しい。したがって、その

概要書をもってこれら膨大な量の書類に代え、その概要書の必要に応じて補充書類の提出を求めることをもって足りるもの考えられることから、その趣旨に沿う今回の改正は妥当なものである。

さらに、適格消費者団体および特定適格消費者団体は、毎事業年度終了後3か月以内に、その事業年度の事業報告書の作成および内閣総理大臣への提出を義務付けられており（消費者契約法31条1項、6項）、この事業報告書およびその補充書面の提出をもって認定更新における申請書の添付書類とすることによって、さらなる負担軽減を図ることが望ましい。

- 7 適格消費者団体または特定適格消費者団体に対して改善命令がなされる場合としての「その他適格消費者団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき（消費者契約法33条2項、85条2項）につき、適格消費者団体ガイドライン5(4)イ③、特定適格消費者団体ガイドライン5(3)イ④）を「消費者の被害の防止及び救済に資することを目的とせず、事業者その他の者を誹謗・中傷し又は特定の事業者による営利事業の広告若しくは宣伝をすることを目的として、消費者に対する情報の提供を行う場合」に改めること（適格消費者団体ガイドライン（案）5(4)イ④、特定適格消費者団体ガイドライン（案）5(3)イ④）について

- (1) 意見の趣旨

改正案の内容は妥当なものである。

- (2) 意見の理由

今回の改正前の規定においても、適格消費者団体および特定適格消費者団体が、国民生活センターや地方公共団体からの情報提供のみを端緒として差止請求関係業務を遂行すべきでないことは明確に示されており、今回の改正は、その原則をより簡明にしたものと考えられ、妥当である。

- 8 適格消費者団体または特定適格消費者団体に対して改善命令がなされる場合としての「その他適格消費者団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき（消費者契約法33条2項、85条2項）につき、「国民生活センター及び地方公共団体が情報の提供をするに際して付した必要な条件に違反して情報を利用した場合」を追加すること（適格消費者団体ガイドライン（案）5(4)イ④、特定適格消費者団体ガイドライン（案）5(3)イ⑤）について

- (1) 意見の趣旨

改正案の内容は妥当なものである。

- (2) 意見の理由

具体的な差止検討事案を念頭においた情報提供申請において、条件違反または目的外の情報利用がなされることは考えにくく、国民生活センター

から提供される統計的情報について問題となる可能性を否定できないが、これらの情報提供が条件付きでなされたものである以上、その違反に対して一定の不利益処分が課されることはやむをえないものと考えられる。

以上